

## 研修報告書

焼津市議会議長 様

議員氏名 秋山博子

令和 4 年 8 月 4 日 ~ 令和 4 年 8 月 20 日 下記のことについて、研修に参加したため、概要について報告いたします。

研修名	第 13 回生活保護問題議員研修会「コロナ下の生活保障「公」を取り戻そう」(オンライン受講)
研修の目的	コロナパンデミック 3 年目に入り、生活困窮の度合いがいつそう深まっている中、全国の自治体の取り組みや提言を学ぶ。 ●主催/生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会
所 感	<p>8/4 から 8/20 まで全 7 講座 (8/4 「①今こそ生活保護を当たり前の権利に！コロナ禍の生活保護を考える」「②実践報告・利用しやすい生活保護をめざす議員活動」、8/5 「③コロナで財源がないってホント？コロナ禍と自治体財政」「④社協貸付 1.4 兆円～その功罪を考える」、8/17 「⑤生活保護基礎講座+なんでも Q&amp;A」「⑥貧困化する外国人の医療・生活保障を考える」、8/20 「⑦法然院で語る、人新世の「貧困論」とコモンの役割」)。</p> <p>特に講座②足立区議員による実践報告(生活保護申請のハードルになっていると言われる「扶養照会」の実態についての調査および運用改善)は大いに参考になった。</p> <p>また講座③④ではコロナ対策としての補助金の使途や生活保護関連の自治体財政について検証が必要だと痛感した。生活保護については自治体の財政負担は国庫負担や交付税で措置されている。国が「生活保護申請は国民の権利」と認識しているからこそその制度であることは明らかであるのに、忌避感をいつまでも拭えずにいるのは、いわゆる「世間の目」「自己責任」という言葉の呪縛である。以前、当事者の体験談として、自治体窓口の担当から「なぜもっと早く来てくれなかったの?」と言われてすごく嬉しかったという話を聞いたことがあった。困ったときはお互い様、生活保護制度はそう言い合える社会の制度の一つなのだと、改めて強く訴えたいと思う。</p> <p>講座⑦の鼎談では、支援の現場で活動する雨宮処凛さんから「女性による女性のための相談会」などの報告を聞き、まだまだ光の当たらないところで困難が放置されたままであることを知る。人新世の著者斉藤幸平さんも登壇し、これから求められる考え方について提言された。例えば週休 3 日制、税制改革(金融資産・大型不動産・相続税の見直し、エッセンシャルワークへの課税をやめる)、車の乗り入れ地域の設定など。お話を聞きながら斉藤さんが指摘するように資本主義そのものへの疑問がより大きくなっていくだろうと予感した。</p>
今後の参考となる事項	<p>(1) 生活困窮支援の実態として社協貸付利用者へのフォローはどうか。</p> <p>(2) 生活保護制度をより利用しやすくするための運用の改善(しおりの見直し、扶養照会の見直しなど)</p>

\* 上記に書ききれない場合は、適宜別紙を添付してください。

\* 参考資料等がある場合は、添付してください。